

**「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係省令の一部改正案」
に対し提出された意見と総務省の考え方**

【意見募集期間：平成22年12月8日(水)～平成23年1月6日(木)】

○ 総論

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|-----------------|
| 1 | 今回の省令改正案は、電波利用の迅速化や新技術導入の促進、また電波を安心して利用できる環境の整備等を実現する内容であるため、賛成いたします。 【KDDI(株)】 | 賛同するご意見として承ります。 |

○ 携帯電話基地局の包括化関係

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 電波法施行規則改正案第15条の2第2項中「屋内その他」を削るべきだと思います。案によると、「他」が二つ続いて見苦しい上、屋内であっても妨害を与えるおそれがある場所に当たる場合は、包括免許の対象とするべきではないと思います。 【個人】 | 「その他の」という表現は他の法令においても多数の用例があり、法令における表現として問題はないと考えます。また、今回包括免許の対象とする無線局は、技術基準に適合していれば、基本的には屋内に設置された場合には他の無線局に妨害を与えることはないと考えます。 |
| 3 | 意見公募対象である、「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係省令の一部改正案」は、平成22年12月3日に公布された放送法等の一部を改正する法律に盛り込まれた携帯電話等の基地局免許の包括化等に必要な制度整備を行うものとなっております。屋内に設置する小規模基地局の包括免許化により、屋内エリアにおける利用者利便性向上の更なる促進を図ることが可能となるため、これらの制度整備は適当と考えます。上記関係省令が速やかに公布・施行されることを希望します。 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ】 | 賛同するご意見として承ります。 |
| 4 | 今回の無線通信設備の改正は、携帯電話事業者の無線局の効率的な運用とともに、携帯電話の利用者の利便性の向上に資するものであることから、省令の改正案に賛成します。 【(社)電波産業会】 | |
| 5 | 今回の放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係省令の一部改正案は、フェムトセル基地局の対象として従来の携帯電話に加えてWiMAX等BWAも対象とすることによりユーザの利便性を高め、また、フェムトセル基地局を包括免許として取り扱うことにより迅速な開設・運用が可能となることから、適切な改正案と考え賛同致します。 【UQコミュニケーションズ(株)】 | |
| 6 | 今回の包括免許化の対象となるフェムトセル基地局や屋内小型基地局は、高層ビル・住宅の屋内や地下街等における携帯電話の不感エリアの解消、移動通信サービスの高度化・多様化などの促進が期待されています。これら基地局の免許を包括して受ける事を可能とする「本省令等の一部改正案」により、これら基地局の導入が円滑に進むことから、弊社は「本省令等の一部改正案」を基本的に賛成いたします。 【イー・モバイル(株)】 | |

○ 廃止した無線局による電波発射の防止関係

| | | |
|----|---|--|
| 7 | 電波法施行規則改正案第42条の2第3号下段を「宇宙局を地球に落下させて大気中で焼失又は地球上で回収すること(宇宙局を地球に落下させて大気中で焼失又は地球上で回収することが困難な場合にあっては、当該無線設備に対する遠隔指令の送信ができないよう措置を講ずること。)」とするべきだと思います。遠隔指令の送信ができないよう措置しても、誤動作等による電波の発信は完全には防げないので、困難な場合を除き、人工衛星等は地球に落下させて処分するべきだと思います。 【個人】 | 宇宙局が開設されている人工衛星等を地球に落下させたり、回収したりすべきかどうかは、電波発射防止の観点のみから判断できることではないため、原案が適切であると考えます。 |
| 8 | 電波法施行規則改正案第42条の2第2号下段中「こと。」を「こと。）」とするべきだと思います。 【個人】 | ご指摘のとおり修正します。 |
| 9 | 「電波法施行規則」の一部改正案のうち、放送局および固定局の無線設備についての「電波の発射を防止するために必要な措置」は実効性のある妥当な内容であるため、賛成する。 【(社)日本民間放送連盟】 | 賛同するご意見として承ります。 |
| 10 | 「電波法施行規則の一部を改正する省令案」のうち、放送局及び固定局の無線設備についての電波の発射を防止するために必要な措置は、喫緊に予定されているアナログ放送終了にも即しているものであり、賛成します。 【(株)フジテレビジョン】 | |
| 11 | 放送局及び固定局の無線設備に対する電波の発射を防止するために必要な措置の改正は、実情に即した改正であるため、賛成する。併せて、今後も実情に即した制度整備や電波監理を望む。 【(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ】 | |
| 12 | 地上アナログテレビジョン放送の終了に伴い、放送事業者はアナログ放送局及び固定局の無線設備の撤去を行うこととなるが、実効的な対応を可能とする今回の改正は適切なものと考えられる。 アナログ放送用設備の撤去に当っては、デジタル放送用空中線や給電線がアナログ用と共用しているケースなどもあり、デジタル放送に影響を与えないよう作業を行う必要がある。無線局設備のシステム構成は局毎に構成が異なるものであり、制度の適用にあたっては柔軟な対応を希望する。 【日本テレビ放送網(株)】 | |